

障がいのある学生の受入及び支援の基本方針

札幌国際大学

札幌国際大学短期大学部

(目的)

第1条 この基本方針は、札幌国際大学及び札幌国際大学短期大学部（以下「本学」という。）が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の基本理念に基づき、本学の建学の礎及び教育の基本的考え方が、学生の障がいの有無や程度によって分け隔てられることのないように受入及び支援の基本となる事項を定める。

(定義)

第2条 障がいのある学生とは、本学に入学を希望する者及び在籍する学生で、身体障がい、発達障がい、精神障がい、病弱・虚弱、その他の心身の障がいを有し、障がい及び社会的障壁により継続的に学生生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。なお、本学における受入及び支援の対象とする障がいのある学生は、障害者手帳の所持者に限るものではない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 本学は、障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない学生と不当な差別的取り扱いをすることにより、障がいのある学生の権利利益を侵害しない。

(合理的配慮の提供)

第4条 本学は、障がいのある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施が過重な負担でないときは、障がいの特性や社会的障壁の具体的内容に応じ、多様かつ個別性の高い合理的配慮を提供するために、本学と障がいのある学生双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応するものとする。

2 前項に規定する過重な負担とは、大学の目的や教育の本質、成績評価基準の変更など、他の学生に多大の影響を及ぼすような変更や調整をいう。

(組織体制)

第5条 本学は、障がいのある学生の支援を円滑かつ適切に行うために、障がい学生支援委員会を設け、障がいのある学生の相談・支援体制の確保、学生・教職員の理解促進・意識啓発を図る。

2 障がい学生支援委員会は、受入及び支援の対象となる障がいのある学生のプライバシーに配慮しつつ、学内外の関連機関と緊密に連携するものとする。

(方針の改廃)

第6条 この基本方針の改廃は、学長が定め、教授会は学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

附則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

札幌国際大学障がい学生支援体制

